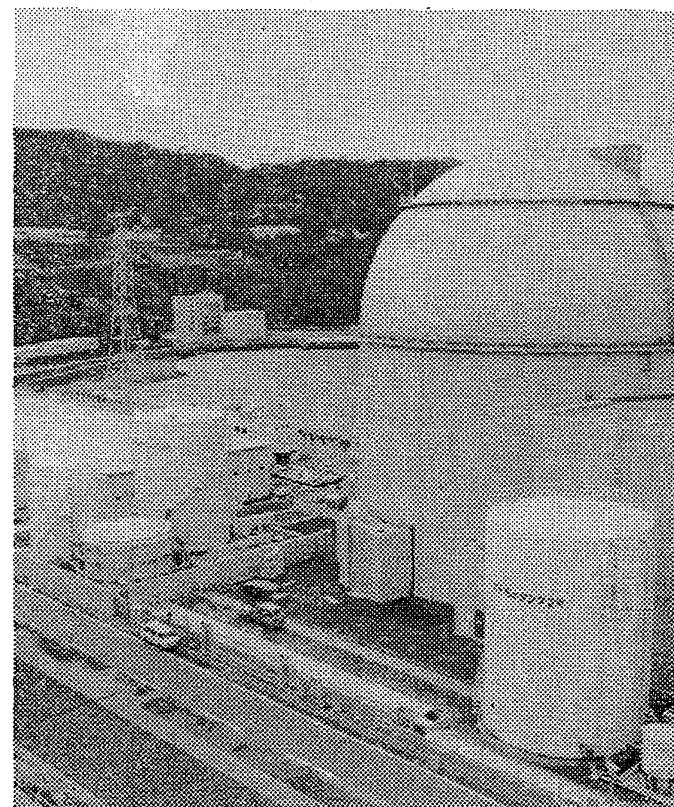


法・光と影

金田一 勝
カルボルタージュ

●原発のショーウィンドー

四国は、どこか牛の姿に似ている。室戸岬が前足、後足は足摺岬。淡路島を角とすれば、大阪にむかって突進しているようである。別府湾に突きだされた佐伊方町は、その尻尾のつけ根にある。



▲写真上=原発は建設以前から“クリーン”ではない
——伊方原発2号機。▲写真下=ねばり強い闘争は続く
——左奥から矢野、広野、大沢、平井、西園寺さん。

げどつがんこに居す

市街地は宇和海に面しているのだが、険しい山道をすこしのぼればもう九町越の峠で、不意に瀬戸内海がひろがつてみえる。そのむこうに中国地方の山脈が霞み、左に国東半島があるのを感じることができ。いつの間にか、その峠のうえに、四国電力の「ビジターズハウス」なるものが建てられていたのだった。レンガ造り

の、山荘風の建物で、展望台を配しているのだが、どこの原発地帯にもある、原発のショーウィンドーである。いま、青森県六ヶ所村で、核再処理工場やウラン濃縮工場などの立地が問題になつて、青森県議会では、県知事が、安全性のための要求として、核サイクルの知識普及のための展示館を建設してもらう、と語っていた。「発電のしくみ」

や「安全性」の宣伝によって、危険性を防ぐという発想には驚くしかない。安全性を信じてしまえば、危険ではない、となれば、それは科学というよりは、すでに宗教である。

「ビジターズハウス」の下に、海の碧と山の緑をたち割るように、コンクリートをむきだしにした二つのドームがたつている。伊方原発である。

はじめてここを訪れたのは、一九七六年の一月ごろだったろうか。そのときはまだ、一号炉の格納器がつくられたばかりだった。反対派は少数派になっていたが、デモや坐り込み、児童の同盟休校など盛りあがった住民運動のほてりはまだ残っていた。

秘密主義とごまかし、そしてカネ。用地買収から漁業権放棄までの経過を語ったひとたちの話は、たいがいおなじようなものだった。原発は、建設以前からすでに“クリーン”ではないものとして、姿をあらわしていたのだった。その後、伊方への再訪もふくめて、いくつかの原発地帯を歩いたが、それはどの地域でも似たりよつたりのものだった。原発は、ごく普通の形で住民に受け入れられるものではなかつた。

伊方町議会が、「原発誘致促進に関す

● “寝耳に水”

●法・光と影㉒／伊方原発訴訟①

る決議」を採択したのは、一九六九年七月末だった。町民にとっては「寝耳に水」ともいえたが、そのころすでに予定地の九〇㌶以上は貰い占められていた。「仮契約だから」とか「ボーリング調査のため」などといつては、留守番の老人や子どもたちをだまして歩いた結果である。夫の留守にハンをつかされてしまつた主婦が自死する、という事件も起きていた。

それに、あるいは、傾斜の急な、猫の額ほどの段畠農業と、地先の海での半農半漁、それと出稼ぎの生活に、貢収がつけている隙をみつけたのかもしれない。

反対派の住民が、原子炉設置許可処分の取消し請求の行政訴訟を起したのは、一九七三年八月末である。それ以来、一三年にわたって月一回のペースで、『伊方訴訟ニュース』が発行されている。その創刊号には、つぎのようなアッピールが掲載されている。

「昭和四四年七月、四電が伊方町に原発計画を明らかにして、それまでは貧しいけれど平和であった伊方は闘いの町へ一変しました。

当初、地元住民は真相を全く知らされず、県や町から『原発は安全無害であり地域開発になる』と言葉巧みにだまされました。しかし、これはおかしいとみんなで学習してみて、危険がいっぱいあることを知り住民は次々と反対に立ち上つた。原告が主張する原発の危険性につ

ていきました。

以来四カ年、住民の激しい反対運動にもかかわらず、中立であるべき国や県は、四電と完全に連携して、反対する者は無知であるとさげすみ、土地取得、漁業権放棄、里道の無断破壊、大がかりな準備工事等、違法、不法、公序良俗に反することを重ね既成事実をつくり上げてきました。最も公平であるべき安全審査は、住民からみて全く矛盾にみちたもの

であり、例えば、土地、水、温排水等着工までに当然解決しなければならないものを解決せず、将来解決されるであろうという仮定に立っており、又、廃棄物の処理、地震、平常時、事故時に於ける放射能の被害等本質的な危険性についても住民の不安を少しも解決されることなく、ただ結論のみ急いでいるものであります。その上、異議申立ての審議中に通産省は工事許可を出し、一ヶ月以上も隠している等政府の姿勢は企業本位と秘密主義で貫かれており、自主、民主、公開の原則からいつても断じて許すことができません……」

この裁判は、武谷三男、藤本陽一、久米三四郎、生越忠、星野芳郎氏などの専門家を原告側証人にたて、原発それ自体を裁くものとして、注目されてきた。松山地裁の判決は、一九七八年四月末。被告（内閣総理大臣）の勝訴に終わった。原告が主張する原発の危険性につ

いては、それぞれ「主張は理由がない」と右認定を左右するに足る証拠はない」と片づけ、許可処分取消しの請求を棄却したのだった。

一次冷却材喪失事故のときに、炉心の溶解を防ぐ緊急冷却装置の信頼性が低いとする原告側の主張についても、「安全性は確保できる」という安全審査委員会の判断を追認したものだった。

●辛酸入佳境

それが、敗訴の報を受けた原告たちの状況認識だった。

●予見されたTMI事故

控訴してまもない、一九七九年三月末、伊方と同型の加圧水型であるペンシルヴァニア州（アメリカ）・スリーマイル島の原発が、原告の主張通り、二次冷却水の供給が故障によって停止する、という大事故を発生させた。その影響がすこしずつあきらかになりつつあるが、炉心溶解に至る寸前の大事故で、周辺でのガン発生率も通常の八倍にもなっていると報告されている。

しかし、一九八四年一二月中旬、高松高裁の二審判決は、「控訴棄却」。裁判長は、主文を宣告しただけで、判決要旨を読むこともなく、あわただしく退廷した。

判決では、スリーマイル島（TMI）

事故について、つぎのように述べられて

いる。

「TMI事故の原因の主たるものである運転操作の誤りは、要するに、右の性能を有する設計となっているのに、その性能を発揮させるために必要な措置がなされなかつたということであるから、本件安全審査の合理性に影響を及ぼすものではないというべきである」「前記の事故経過からしてTMI二号炉のECCS（緊急炉心冷却装置）に有効性がなかつたわけではないこともあわせて考えれば、TMI事故の原因の従たるものである設計の不備も、本件安全審査の合理性に影響を及ぼすものとはいひ難い」

スリーマイル島の事故は、かねてから懸念されていた原発の炉心溶解事故（チヤイナシンドローム）が、現実のものとして浮びあがり、原発の危険性を実証した重大事故である。それまで、国側はそんな事故はありえない、「想定不適当事故」だ、と一蹴していたのだが、そのひらき直りを根本から崩壊させたのだった。

まして、「科学的、専門技術的な問題そのものについての終局的な判定者たり得ない」と自己規定していた裁判所が、「事故の原因の主たるもの」は「運転操作の誤り」と判定、それより先に判決をだした福島地裁の福島原発訴訟に追随したのである。この一致は、国側の主張に

合われたものかもしれないが、はたして、TMI事故を「運転操作ミス」だけで片付けられるものかどうか。国側の証人でさえ、「TMI事故の原因をさかのぼっていくと、多くの場合、安全確保のための基本的な考え方と論理にまで到達する」と論文に書いているほどである。

原発の危険性は、「安全神話」にもたれかかっている推進者たちの、想像力の欠如にこそかかっているのである。装置の安全性はもちろん重大問題だが、それ以上に、運転ミスを多発させる「管理」の問題がある。

高松高裁での、控訴審の判決をきいて、住民のひとりが、のぼりを掲げた。

「げどうがんごに屈す」

がんごは、南予地方の方言で「妖怪」である。裁判所は「外道」となり果て、電力会社などの妖怪に屈してしまった、との怒りをこめた批判である。

●ゼニ中毒症候群

軒先をこするようにバスが通る道ばたに、一軒の家が埃をかぶつて建つている。こまかに格子に、「原発設置絶対反対」の横断幕がくくりつけられているのは、はじめてここをたずねたときとおなじで、わたしはホッとした。が、その家の主人である川口寛之さんは病没していた。

矢野さんは愛媛大学の講師に依頼して

五〇年代末から六〇年代はじめにかけて、町長を務めたことのある川口さんは、伊方訴訟の原告代表であり、原発反対八西連絡会議の代表でもあった。八西とは、八幡浜市と西宇和郡の略称である。四年ほど前に再訪したとき、入院していた川口さんにお会いすることはできなかつたが、原発建設は「秘密主義」と「まかし主義」とによっておこなわれた、と口をきわめて批判したのが、彼だけだったのである。

川口さんのあとを継いで会長になつたのが、広野房一さん（七三歳）である。農協に勤めていたこともあつてか、几张面な人物である。

ある夜、広野さん、矢野濱吉さん（八二歳）、大沢喜八郎さん（四九歳）、西園寺秋重さん（五九歳）、平井盛重さん（三五歳）など、原告のひとだけに集まっていたので話をきいた。

原発の話が出てきたとき、矢野濱吉さんは伊方町に隣接する保内町の町議だつた。七〇年に、保内町から伊方原発に一日三千トンの水を送水する、と町議会が決定したとき、矢野さんはもうひとりの議員と反対した。地下水を汲みあげすぎる藩浜市のバー「ブルースカイ」は原発関係者で一杯だった。ヨンデン（四電）といえれば無料。タクシーもヨンデンというだけで払わずにすんだ。そんな状態がながいあいだ続いていた。

「倫理感がなくなってしまった」と大澤さんがいう。

いま、三号炉の建設が計画されている

六〇数カ所の井戸水を調査し、分布図をつくった。その結果、高い土地になるほど塩分の濃度が高くなることを立証した。一日三千トンの送水など無理だ、となつた。それは県の調査結果とまつこうから対立するものだった。このとき以来、矢野さんは行政のおこなう安全審査などを

ズザンなものにすぎないと不信感をもつようになつた。ついに四国電力は設計を変更した。それが、反対運動に大きな力を与えた。

原発がきてから人間の思想が悪くなつた。なんでもカネ。原発反対運動は、ゼニ中毒、カネ主義にたいする反対運動である、と広野さんはいう。

カネにまつわる話は無数にある。たとえば、送電塔建設のための調査のときには、立木に四、五千円ていどの被害が出た。一万円の損害だ、と吹っかけると、なにもいわず二万円くれた。子どもに、あそこは誰の土地か、ときいただけ

で二千円払つた。漁協総会に出席すると五千円、原発説明会にも日当を払う。八

藩浜市のバー「ブルースカイ」は原発関係者で一杯だった。ヨンデン（四電）といえれば無料。タクシーもヨンデンというだけが払わずにすんだ。そんな状態がながいあいだ続いていた。

「反対派の人たちは、村八分に遭つたり惨めな生活をしています。生活を犠牲にしてしまつたようです。川口さんの家も人手に渡つたといわれています」

町のひとたちは、原発を利用してならない恩恵にありついている。それにたいて、身を律している反対派の人たちには、おこぼれはないものない。それで、相対的に貧乏になつてしまふ、というこ

が、一戸当たり年間六万円の「自治育成資金」が四国電力から支払われている。各地区ごとに現金で払う訳にいかないから、道普請や掃除の名目で払う。昔は無償の協同作業だったものである。それがいまではなんでもカネ。電気料金も割り引きされている。

二三

原発の安全性を争う裁判は、勝つても負けても、一文の効用にならない裁判で

●生活者の眼

ある。土地の買収も、漁業権の放棄もぞれぞれカネにからみ、配分などの不正もあつた。不正に負けたあの歯止めは、裁判しか残されていなかつたのである。

三号炉増設のからんで、田舎会の全員が、松山市に「研修会」の名目で呼ばれ、料亭で四国電力の接待にあづかったこともある。

三國志

原告の準備書面では、生活者の眼で捉えられたことが、生活者の言葉で語られている。

「私達の住んでる所は、工場もなければ、電力を多量に必要とする施設もない。なぜ国はそのような地域に原発を建

て、もつとも電力を必要とする都会（工場地帯、人口密集地）に建てないのか。重大事故が起つ場合、少數の人間なれ

重ノ事故が起つた場合、小数の間がねばモルモットにしてもよい、と言う考え方で伊方に本件伊方二号炉をもつてきただ

「伊方原発で事故が起つたら周辺の住民
ないのである」

(漁民)はどうなるのか。私達の場合は海へ毎日出て、操業している。海の上で事故にあつたら、被告は、私

達にどのようにして、事故の発生を知らせるのか。

●法・光と影[22]／伊方原発訴訟[1]

「原発について、公開の場で論争ができるところはなかった。一審でも、二審でも、安全性について議論できだし、挙証も、責任が国にあることもはつきりさせることができた。世界にむかっても恥しくない裁判闘争ができた」

（伊方原発で事故が起つたら周辺の住民（漁民）はどうなるのか。私達の場合は海へ毎日出て、操業している。海の上で事故にあつたら、被告は、私達にどのようにして、事故の発生を知らせるのか。

たとえば、船上ではエンジンの音がた

若い漁師たちは、アラメと呼ばれてい
る海藻の調査をつづけている。海底の岩
礁地帯に群落をつくり、魚貝類の産卵場
所になり、幼稚魚の隠れ家であり、アワ
ビ、サザエの餌になるアラメは、原発の
操業中は成長が遅く、停止すると成長が
早くなる。温排水による悪影響である。
二号炉、三号炉と温排水の量が増大す
るにつれて、アラメの回復能力が減退
し、やがて漁場が壊滅する、という不安

もしこれらの原発廃水を安全審査の対象として、厳重な審査を行っていれば、このような大量死は起らないはずであり、この海域で生活する原告住民にとつて絶対容認することはできないことである」

(かまた・さとし)

法学セミナー

(15)

7/1985 [No.367]